

第 28 回

新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

新 城 市 農 業 委 員 会

## 第 28 回 新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和8年1月28日(水)午後3時30分 新城市役所 4階会議室4-2・4-3

1 出席委員は次のとおりである。

議席1番	欠	席	議席2番	西郷 耕一	議席3番	欠	員
議席4番	欠	席	議席5番	武川 喜久	議席6番	生田 智美	
議席7番	片桐 彦一		議席8番	竹川 正文	議席9番	森本 逸男	
議席10番	森野 哲明		議席11番	久保田 尚子	議席12番	小山 嘉之	

1 本会の事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長 松山 元晃

事務局次長 請井 貴永

書 記 近藤 由幸 美澤 藍 小出 千恵子 松井 亜詠

加藤 良一 豊田 比呂子

午後3時30分 開会

議長 ただいまの出席委員は11人中9名です。定足数に達しております。第28回新城市農業委員会を開会します。  
日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。  
(異議なし)

議長 異議ないものと認め指名いたします。  
5番委員、6番委員 お願いします。

議長 次に、日程第2の議案の審議を行います。

議長 それでは、第135号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転6件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

事務局

申請番号1番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻・子があり、農作業歴は5年・0年・0年、年間従事予定日数は180日・60日・180日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は6,955.00㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号2番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人があり、農作業歴は40年、年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から徒歩で5分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は731.00㎡です。権利取得後は、トマト・ナスの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号3番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人があり、農作業歴は3年、年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,024.00㎡です。権利取得後は、梅の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号4番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人があり、農作業歴は0年、年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1～3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,770.36㎡です。権利取得後は、梅・香花・栗・露地野菜・花木の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号5番

譲受人の経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。本譲受人は所有している田が3筆ありますが、以前から地域の担い手に貸出しをしており今後も貸す予定で、今回自家消費用として畑を新たに取得するものです。

農業従事者は、本人・妻・子があり、農作業歴は20年・20年・3年で、年間従事予定日数は100日・90日・60日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は466.00㎡です。権利取得後は、トマトの作

	<p>付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>申請番号6番 譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人がおり、農作業歴は0年で、年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の居住予定地から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は403.00㎡です。権利取得後は、夏秋野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上、申請番号1番から6番について、許可基準の各号の制限には該当しないことから、許可することを原案といたします。 第135号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議長	<p>なければただいまから、質疑に入りますが、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
推進委員	<p>2番ですが、新規就農というには農作業歴40年というのはどういうことでしょうか。</p>
事務局	<p>この方は、いままで持っていた土地をすべて息子（世帯は別）に名義を変えてしまったため、農地としてはその本人は現在、農地をもっていないため新規就農ということです。</p>
推進委員	<p>新城以外でもそのような言い方で統一されていますか。</p>
事務局	<p>他市町村によって総会や議案のやり方も異なります。今回は議案に端的に載せるために新しく農地を取得されるということで新規就農とさせていただきます。わかりにくい部分があって申し訳ありませんでした。説明文にもうすこし補足していきたいと思います。</p>
推進委員	<p>5番についてですが、譲受人はほかの担い手に自分の農地を貸していると聞いています。ですが農地の取得に関する申請事由が経営規模拡大という表現はどういうことでしょうか。</p>
事務局	<p>普通の事案について、新規就農のためと経営規模拡大の2パターンでしか整理をしておりませんでした。この方が担い手に集積するために貸しているということも事務局で把握しております。確かに経営規模拡大という表現は正しくないかもしれませんが、正しく言うならば、所有地拡大という表現かと思います。表現の仕方については、今後他市町村の農業委員会の例を参考にして決めたいと思います。</p>
推進委員	<p>今後は、新たに取得といった表現はどうですか。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。農業委員さん等にも確認していただき、表現方法を検討していきたいと思います。</p>
事務局	<p>その他の質問はないようです。 それでは、採決をとりたいと思います。第135号議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>つづいて、第136号議案の農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第136号議案について説明させていただきます。 議案書5ページをご覧ください。今月は所有権移転1件になります。 議案書6ページをお開きください。お手元の農地区分表と許可基準表に沿って概要を説</p>

明致します。それぞれの申請者、申請地についてはご覧のとおりとなります。

申請番号1番

無償譲渡により、既に駐車場として利用している土地の是正を兼ねて申請するものです。この案件については、平成26年頃に譲受人と譲渡人とで私有地の一部を交換する話がされ、申請地を駐車場として利用していたため、始末書を添付されています。

立地基準の説明となります。お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。

住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、第2種農地の許可基準を満たしています。

次に転用許可の一般基準についてですが、現況は正のための申請であることから、今般の転用計画はやむを得ない規模と考えます。雨水は自然浸透です。転用の許可後も現状のまま利用する予定です。他法令調整についても整理が済みしております。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

以上、第136号議案1件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。議案の説明は以上となります。

議長

事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長

その他意見ありませんか。特段なければご理解いただけたと思います。それでは採決をとりたいと思います。

議長

第136号議案について、原案のとおり許可相当意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成多数)

議長

賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。

議長

つづいて、第137号議案の農業経営基盤強化促進法第19条に定める地域計画に関する協議について上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局

137号議案についてご説明いたします。

議案書の7頁をご覧ください。

農地法の改正により、地域計画区域内での事業申請があった場合には、関係者での協議が必要と定められており、今回、新城市より書面協議といった形で依頼がありました。事業件数としましては1件になります。

これまでの総会でもご説明をさせていただきましたように、本議案における判断基準が明確となっていないため、農地法や農振法の判断基準にて協議をいただきたいと思

今回の申請は、資材置場兼駐車場の整備を目的とした地域計画の変更を伴う申請1件になります。

第137号議案の関係資料もご準備いたしました。第138号議案の関係資料を用いて説明をさせていただきます。

138号議案の関係資料5頁をご覧ください。

申し出者申し出地は記載のとおりです。

この案件は、稲木地内の畑1筆、40㎡を含めた一体利用地に資材置場兼駐車場を整備するため、申出されたものです。

申出者は、平成12年に創業し、建設業（上下水道工事）を営む会社になります。

現在は、代表取締役の自宅敷地内に事務所を構え、道を挟んだところに土地を借りて、資材置場としていたことと

工事用重機やトラック、廃材コンテナ等に加え、従業員の駐車場も兼ねており、今後、取り扱う資材も増えるため、資材置場兼駐車場の拡充は必須と考え、申出地近隣の土地を購入しました。

しかしながら、購入した土地だけでは形状が悪く、また必要とする面積の確保ができなかったため、申出地を含む土地の所有者と交渉し、合意が得られたため本申出に至ったも

	<p>のです。          なお、申出地は資材置場兼駐車場の法面部分にあたり、安全な土地利用には不可欠です。</p> <p>申出地は集落に接続し、農用地区域の周辺部であるため、当該地の除外後も集団性を損なわないこと。農業経営を営む者に対する農用地利用集積に支障はなく、周辺農地への影響もないことから当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。</p> <p>以上のことから、地域計画から除外することに同意するを原案といたします。          以上で 137 号議案の説明を終了いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。          担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議長	<p>補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>特に質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>
議長	<p>第 137 号議案の地域計画の変更について、同意する旨の意見を付すことに賛成の方は挙手をお願いします。          (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>つづいて、第 138 号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。          事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>138 号議案についてご説明いたします。</p> <p>議案書の 8 頁をご覧ください。          今回の案件は 1 件になりますが。</p> <p>それでは 138 号議案関係資料の 1 ページをご覧ください。          番号 1 につきましては、137 号議案における「1. 地域計画の変更について」で説明をさせていただきましたとおりとなりますので、ご説明を割愛させていただきますが、今回の申し出による農業振興地域整備計画における影響はおおむね無いものと考えられるため、第 138 号議案について、1 件の除外申出については適当であるを原案といたします。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。          担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議長	<p>補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議長	<p>第 138 号議案について、原案のとおり除外の申し出について適当であるとするに賛成の方は挙手をお願いします。          (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>つづいて、第 139 号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 号第 11 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画に対する要請及び第 18 条第 3 項の規定に基づく意見の決定について上程します。          事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは第 139 号議案について説明させていただきます。議案書 9 ページをご覧ください。</p> <p>使用貸借権設定 8 件、賃借権設定 29 件です。はじめに、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について、意見を求めます。</p> <p>議案書 10 ページをご覧ください。権利の設定は議案書のとおり令和 8 年 3 月 1 日～3 月 31 日契約開始です。</p> <p>つづいて、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、地域計画区域外の農地につきましては別途、促進計画に定めることの要請することについて、意見を求めます。</p> <p>地域計画区域外の農地については、備考欄に記載のとおりです。</p> <p>なお、地域計画の担当からは、令和 8 年 1 月 20 日付で計画を定めることについて特に意見なしという意見書を頂いています。こちらも詳細は議案書のとおりです。</p> <p>以上、番号 1 番から 37 番につきましては、農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合しており賃貸借権の設定等を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第 139 号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員から何か補足等はありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>第 139 号議案について、原案のとおり要請及び意見の決定について適当であるとする ことに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。</p> <p>(議案書のとおり説明。)</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、第 28 回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。</p>
<p>午後 4 時 3 0 分議長は本会の閉会を宣した。</p>	